

## 鳥取県立博物館所蔵の「竹島」に関する資料について

資料名：竹嶋之書付(藩政資料目録 資料番号8438)

(翻刻文は、『鳥取藩史』(6巻、471—473頁)に掲載)

## 内 容

(鳥取藩に対する幕府の問い合わせ 元禄8(1695)年12月24日)

- 一 因州伯州江付候竹島はいつの頃より両国江附属候哉。先祖領地被下候以前よりの儀候哉。但其後よりの儀候哉事。
- (中 略)
- 一 竹島の外両国江附属の島有之候哉。并是又漁採に両国の者參候哉事。

(幕府への鳥取藩の回答 元禄8年12月25日)

- 一 竹島は因幡伯耆附属にて無御座候。伯耆国米子町人大屋九右衛門、村川市兵衛と申者渡海漁仕候儀、松平新太郎領國の節、以御奉書被仰出候旨承候。其以前渡海仕候儀も有之様には及承候得共、其段相知不申候事。
- (中 略)
- 一 竹島、松島其外両国江附属の島無御座候事。

(鳥取藩が幕府へ提出した「松島」に関する覚書 元禄9(1696)年1月25日)

- 一 伯耆国米子より出雲国雲津迄道程十里程。
- 一 出雲国雲津より隱岐国焼火山迄道程二十三里程。
- 一 隱岐国焼火山より同国福浦迄七里程。
- 一 福浦より松島江八十里。
- 一 松島より竹島江四十里。

## 別紙

- 一 松島江伯耆国より海路百式十里程御座候事。
- 一 松島より朝鮮江は八九十里程も御座候様及承候事。
- 一 松島は何れの国江附候島にても無御座由承候事。
- 一 松島江猶參候儀、竹島江渡海の節道筋にて御座候故、立寄猶仕候。他領より猶參候儀は不承候事。尤出雲国、隱岐国の者は米子のものと同船にて參候事。

※資料中の「竹島」は現在の鬱陵島、「松島」が現在の竹島を指します。